

用地補償総合技術業務費積算基準（令和8年10月1日）新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
第1 適用範囲 略 第2 積算基準 1 業務費の構成 略 2 業務費の内容 （1） 直接原価 略 （2） その他原価 その他原価は、間接原価及び直接経費（材料費等と旅費交通費を除く。）に区分するものとする。 なお、打合せ協議、公共用地交渉等に係わる技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。 1） 間接原価 当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費・熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。 （3）～（4） 略 3 業務費の積算 （1） 業務費の積算方式 略 （2） 各構成費目の積算 1） 直接人件費 略 2） 直接経費 直接経費は、次により積算するものとする。 イ 材料費等 材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7％を計上する。 ロ 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。 現地条件等により下記表によりがたい場合は、愛知県積算基準書及び歩掛表（調査・設計業務委託）1－2－1（3）を適用する。	第1 適用範囲 略 第2 積算基準 1 業務費の構成 略 2 業務費の内容 （1） 直接原価 略 （2） その他原価 その他原価は、間接原価及び直接経費（材料費等と旅費交通費を除く。）に区分するものとする。 なお、打合せ協議、公共用地交渉等に係わる技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。 1） 間接原価 当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費（追加）等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。 （追加） （3）～（4） 略 3 業務費の積算 （1） 業務費の積算方式 略 （2） 各構成費目の積算 1） 直接人件費 略 2） 直接経費 直接経費は、次により積算するものとする。 イ 材料費等 材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7％を計上する。 ロ 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。 現地条件等により下記表によりがたい場合は、愛知県積算基準書及び歩掛表（調査・設計業務委託）1－2－1（3）を適用する。

用地補償総合技術業務費積算基準（令和8年10月1日）新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）									
<table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th></tr><tr><td>用地補償総合技術業務</td><td>直接人件費の 2.97%</td></tr></table> 注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。 以下 略		区分	旅費交通費	用地補償総合技術業務	直接人件費の 2.97%	<table><tr><th>区分</th><th>旅費交通費</th></tr><tr><td>用地補償総合技術業務</td><td>直接人件費の 2.85%</td></tr></table> 注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。 以下 略		区分	旅費交通費	用地補償総合技術業務	直接人件費の 2.85%
区分	旅費交通費										
用地補償総合技術業務	直接人件費の 2.97%										
区分	旅費交通費										
用地補償総合技術業務	直接人件費の 2.85%										